



山形県公報

平成27年11月10日（火）
第2696号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則……（都市計画課） ……1383

### 告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……（最上総合支庁農村整備課） …… 同
- 民有保安林の指定……（林業振興課） ……1384
- 開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課） …… 同
- 道路の位置の指定……（置賜総合支庁建築課） …… 同

## 規 則

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第62号

#### 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「同条第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営上野地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 縦覧に供する期間  
平成27年11月11日から同年12月9日まで
- その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第935号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定に係る保安林の所在場所

上市市狸森字上ノ山道901-1、2151、宇土井釜山2966-1、2966-2、2969、2970-1、2970-2（次の図に示す部分に限る。）、2970-3、2970-6、2970-10

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び上市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第936号

次の開発行為は、完了した。

平成27年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年10月20日 指令村総建第99号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字達磨寺字下宿67番7

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡中山町大字達磨寺69番地 服部努、服部絵理子

#### 山形県告示第937号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成27年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有置総建第325号

2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵西1305番地の一部

3 道路の現況 幅員 6.0メートル

延長 54.575メートル

4 指定年月日 平成27年10月28日